

令和7(2025)年度とちぎ材の家づくり支援事業について

～令和6(2024)年度事業との変更点～



- 新築事業の**県産出材使用量の区分**及び**補助額**を見直しました
- 新築事業の県産出材等の使用要件について、最低使用量を**6 m³**にするとともに、**「梁・桁材の30%以上（材積）に県産出材を使用すること」**を追加しました

使用量区分及び補助額（改正後）

県産出材使用量新区分	新補助金額
40m ³ 以上	60 万円
30m³ - 40m³未満	52.5 万円
20m³ - 30m³未満	37.5 万円
10m³ - 20m³未満	22.5 万円
6m³ - 10m³未満	15 万円

※増改築事業については変更ありません。

補助要件（改正後）

県産出材等の使用	
1	使用木材のすべてに合法木材を使用すること。
2	県産出材を 6 m³ 以上使用すること。
3	使用木材の55%以上（材積）に県産出材を使用すること。
4	構造材の60%以上（材積）に県産出材を使用すること。
5	梁・桁材の30%以上（材積）に県産出材を使用すること。

※増改築事業については変更ありません。

このほか、様式等の改正があります。詳細につきましては、交付要領及び実施要領をご確認ください。